

鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分基準

(目的)

第1条 この基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく、一般廃棄物収集運搬業者(法第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に対する不利益処分の基準を定めることにより、法の目的の実現及び行政処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(処分の対象、行政処分の定義)

第2条 この基準は、鎌倉市長から法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に対して行う、法第7条の4の規定に基づいて行う許可の取消し、法第7条の3の規定に基づいて行う期間を定めてする事業の全部若しくは一部の停止の命令、法第19条の3第1号の規定に基づいて行う改善命令、又は法第19条の4第1項に基づいて行う措置命令(以下、これらを総称して「行政処分」という。)を対象とする。

(行政処分の基準)

第3条 行政処分に該当する違反及び行政処分の内容は別表のとおりとする。

- 2 行政処分に該当する違反があった場合は、原則として、指導、勧告の行政指導を行い、改善が認められないときは別表を適用するものとする。
- 3 事業の停止を命ずる場合は、原則として、法第7条第1項に基づき許可を受けた事業の全部の停止を命ずるものとする。

(行政処分の加重)

第4条 違反事由に該当する行為(以下「違反行為」という。)を行なった一般廃棄物収集運搬業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表の規定による行政処分を当該各号のとおり加重することができる。

- (1) 事業の停止に該当する違反行為により行政処分しようとする場合において、その違反行為を行なった日から起算して過去2年以内に2回事業停止処分を受けていたときは、許可の取消しを行うことができる。
- (2) 事業の停止に該当する違反行為により行政処分しようとする場合において、当該違反行為の態様や生活環境への影響等に鑑み、情状が特に重いと認められるときは、許可の取消し又は別表に規定する事業の停止の日数に1.5を乗じた期間の事業の停止を命ずることができる。
- (3) 事業の停止に該当する違反行為を同時に複数行なった場合は、該当する事業の停止処分の日数を合算した期間で事業の停止を命ずることができる。

(行政処分の軽減)

第5条 違反行為をした許可業者が次の各号のいずれにも該当する場合は、別表の規定による行政処分を軽減することができる。

- (1) 違反行為について、当該行為に至る経緯の中で情状を酌量する理由があると認められる場合
- (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、行政処分を軽減するに足りる理由があると認められる場合

2 前項の規定により行政処分を軽減する場合においては、当該違反行為に対する行政処分が許可の取消しである場合には事業の停止60日を下限とした処分を、行政処分が業務の停止である場合には業務の停止日数の半分の日数を下限とした処分、又は、事業の停止の範囲を一部に限る処分とすることができる。

(行政処分の公表)

第6条 この基準により行政処分を行った場合は、原則として、被処分者名、処分の内容、処分理由、処分日、根拠条文等を公表するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁日から施行する。(令和5年5月18日環境部長決裁)

別 表

	違反	行政処分	根拠条文	関係条文等
1	法第7条の4第1項各号のいずれかに該当したとき（義務的取消） （例：法に定める欠格事由に該当したとき、不正手段により許可を受けたとき、事業停止命令に違反したとき等）	許可の取消し	法第7条の4第1項各号	
2	自らが処理の委託を受けた廃棄物を法に違反して他人に委託したとき	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内	法第7条の3第1号 法第7条の4第1項第5号	法第7条第14項
3	無許可で事業の範囲を変更したとき	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内	同上	法第7条の2第1項
4	名義貸し禁止違反をしたとき	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内	同上	法第7条の5
5	廃棄物の投棄禁止違反をしたとき	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内	同上	法第16条
6	廃棄物の焼却行為禁止違反をしたとき	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内	同上	法第16条の2
7	改善命令に違反したとき	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内	同上	法第19条の3
8	措置命令に違反したとき	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内	同上	法第19条の4

9	上記以外で法又は法に基づく処分に対する違反をしたとき	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止 60 日以内	同上	
10	法第 7 条の 3 第 3 号に該当したとき (例：許可に付した条件に違反したとき等)	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止 30 日以内	法第 7 条の 3 第 3 号 法第 7 条の 4 第 2 項	法第 7 条第 11 項
11	法第 7 条の 3 第 2 号に該当したとき (例：事業の用に供する施設又はその能力が許可する基準に適合しなくなったとき等)	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止 30 日以内	法第 7 条の 3 第 2 号 法第 7 条の 4 第 2 項	法 7 条第 5 項第 3 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2
12	帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき	事業の停止 30 日以内	法第 7 条の 3 第 1 号	法第 7 条第 15 項、 法第 7 条第 16 項
13	事業の廃止、又は事業の変更の届出をしなかったとき	事業の停止 30 日以内	同上	法第 7 条の 2 第 3 項
14	報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき	事業の停止 30 日以内	法第 7 条の 3 第 1 号	法第 18 条第 1 項
15	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき	事業の停止 30 日以内	同上	法第 19 条第 1 項
16	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、特に事業の停止を命ずる必要があると認められるとき	事業の停止 10 日以内	法第 7 条の 3 第 1 号	

17	「鎌倉市の減量化、資源化及び処理に関する条例」（平成4年条例8号）又は「鎌倉市の減量化、資源化及び処理に関する条例施行規則」（昭和48年規則第1号）の規定に違反し、特に事業の停止を命ずる必要があると認められるとき	事業の停止10日以内	法第7条の3第2号	
18	一般廃棄物の適正な処理の実施を確保する必要があるとき	改善命令	法19条の3第1号	
19	一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき	措置命令	法19条の4第1項	